

京都司法書士会会則一部改正案新旧対照条文

現行会則	改正案
<p>第1条～第91条 省略</p> <p>【新設】</p>	<p>【同左】</p> <p><u>(依頼者等の本人確認等)</u></p> <p><u>第91条の2 会員は、業務（相談業務を除く。）を行うに際し、依頼者及びその代理人等の本人であることの確認並びに依頼の内容及び意思の確認を行い、本人であることの確認及び依頼された事務の内容に関する記録を書面又は電磁的記録により作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の記録は、事件の終了時から10年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>3 前各項について必要な事項は、理事会において定める。</u></p>
<p>第92条～第116条 省略</p> <p>【新設】</p>	<p>【同左】</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この会則は、認可の日から施行する。</u></p>